1946年12月2日にワシントンにおいて署名された 国際捕鯨取締条約の議定書

締結: ワシントン、1956年11月19日 調印: ワシントン、1956年11月19日 発効: 1959年5月4日

議定書の元締約国:

カナダ、1982年6月30日に脱退発効。 エジプト、1989年6月30日に脱退発効。 ギリシャ、2013年6月30日に脱退発効。 グアテマラ、2017年6月30日に脱退発効。 ジャマイカ、1984年6月30日に脱退発効。 日本、2019年6月30日に脱退発効。 モーリシャス、1988年6月30日に脱退発効。 フィリピン、1988年6月30日に脱退発効。 セーシェル、1995年6月30日に脱退発効。 ベネズエラ、1999年6月30日に脱退発効。

説明:(無印)=批准、a=加入、d=脱退、c=受諾、p=承認、h=加盟						
参加者	署名	受諾		発効日	注釈	
アンティグアバブーダ		1982年7月21日	h	1982年7月21日	1	
アルゼンチン		1960年5月18日	h	1960年5月18日	2	
オーストラリア	1956年11月19日	1957年4月8日		1959年5月4日	3	
オーストリア		1994年5月20日	h	1994年5月20日	4	
ベナン		2002年4月26日	h	2002年4月26日	6	
ブラジル	1956年11月19日	1974年1月4日		1974年1月4日	7	
ブルガリア		2009年8月10日	h	2009年8月10日		
カンボジア		2006年6月1日	h	2006年6月1日	8	
カメルーン		2005年6月14日	h	2005年6月14日	9	
チリ		1992年2月5日	h	1992年2月5日	10	
中国		1980年9月24日	h	1980年9月24日	11	
コロンビア		2011年3月22日	h	2011年3月22日		
コンゴ共和国		2008年5月29日	h	2008年5月29日	12	
コスタリカ		1981年7月24日	h	1981年7月24日	13	
コートジボワール		2004年7月8日		2004年7月8日	14	
クロアチア		2007年1月10日	h	2007年1月10日		
キプロス		2007年2月26日	h	2007年2月26日		
チェコ共和国		2005年1月24日	h	2005年1月24日		
デンマーク	1956年11月19日	1957年7月26日		1959年5月4日		
ドミニカ連邦		1992年6月18日	h	1992年7月18日	15	
ドミニカ共和国		2009年7月30日	h	2009年7月30日	16	

<u>552</u>≡₩

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

エクアドル		2007年5月10日	h	2007年5月10日	17
エリトレア		2007年10月10日	h	2007年10月10日	19
エストニア		2009年1月7日	h	2009年1月7日	
フィンランド		1983年2月23日		1983年2月23日	20
フランス	1956年11月19日	1958年4月14日		1959年5月4日	21
ガボン		2002年5月8日	h	2002年5月8日	22
ガンビア		2005年5月17日	h	2005年5月17日	23
ドイツ		1982年7月2日	h	1982年7月2日	24
ガーナ		2009年7月19日		2009年7月19日	25
グレナダ		1993年4月7日	h	1993年4月7日	26
ギニア		2000年6月21日	h	2000年6月21日	27
ギニアビサウ		2007年5月29日	h	2007年5月29日	28
ハンガリー		2004年6月1日	h	2004年6月1日	29
アイスランド	1956年11月19日	2002年10月10日	h	2002年10月10日	30
インド		1981年3月9日	h	1981年3月9日	31
アイルランド		1985年1月2日	h	1985年1月2日	32
イスラエル		2006年6月7日	h	2006年6月7日	33
イタリア		1998年2月12日	h	1998年2月12日	34
ケニア		1981年12月2日	h	1981年12月2日	37
キリバス		2004年12月28日	h	2004年12月28日	38
韓国		1978年12月29日	h	1978年12月29日	
ラオス		2007年5月22日	h	2007年5月22日	39
リベリア		2018年8月10日	h	2018年8月10日	
リトアニア		2008年11月25日	h	2008年11月25日	
ルクセンブルク		2005年6月10日	h	2005年6月10日	
マリ		2004年8月17日	h	2004年8月17日	40
マーシャル諸島		2006年6月1日	h	2006年6月1日	41
モーリタニア		2003年12月23日	h	2003年12月23日	42
メキシコ	1956年11月19日	1959年3月9日	h	1959年5月4日	44
モナコ		1982年3月15日	h	1982年3月15日	45
モンゴル国		2002年5月16日	h	2002年5月16日	46
モロッコ		2001年2月12日	h	2001年2月12日	47
ナウル		2005年6月15日	h	2005年6月15日	
オランダ	1956年11月19日	1977年6月14日	h	1977年6月14日	48
ニュージーランド	1956年11月19日	1976年6月15日	h	1976年6月15日	49
ニカラグア		2003年6月5日	h	2003年6月5日	50
ノルウェー	1956年11月19日	1957年4月15日		1959年5月4日	51
オーマン		1980年7月15日	h	1980年7月15日	52
パラオ		2002年5月8日	h	2002年5月8日	53
パナマ	1956年11月19日	2001年6月12日	h	2001年6月12日	54
ペルー		1979年12月27日	h	1979年12月27日	55
ポーランド		2009年4月17日	h	2009年4月17日	57
ポルトガル		2002年5月14日	h	2002年5月14日	58
ルマニア		2008年4月9日	h	2008年4月9日	
ロシア	1956年11月19日	1957年7月3日		1959年4月5日	59

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at

Washington under date of December 2, 1946. <u>https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/03/252-Whaling-Protocol.pdf</u> = 参照 2019-5-28。

セントキッツ・ネーヴィス		1992年6月24日	h	1992年6月24日	60
セントルシア		1981年6月29日	h	1981年6月29日	61
セントビンセント及び		1981年7月22日	h	1981年7月22日	62
グレナディーン諸島					
サンマリノ		2002年4月16日	h	2002年4月16日	63
サントメ・プリンシペ	•	2018年5月18日	h	2018年5月18日	64
セネガル	•	1982年7月15日	h	1982年7月15日	65
スロバキア		2005年3月22日	h	2005年3月22日	
スロベニア	•	2006年9月20日	h	2006年9月20日	
ソロモン諸島		1993年5月10日	h	1993年5月10日	66
南アフリカ	1956年11月19日	1957年4月25日		1959年5月4日	
スペイン		1979年7月6日	h	1979年7月6日	67
スリナム		2004年7月14日	h	2004年7月14日	
スウェーデン	1956年11月19日	1979年6月15日	h	1979年6月15日	68
スイス		1980年5月29日	h	1980年5月29日	69
タンザニア		2008年6月23日	h	2008年6月23日	70
トーゴ		2005年6月15日	h	2005年6月15日	71
ツバル		2004年6月30日	h	2004年6月30日	
グレートブリテン及び北	1956年11月19日	1957年5月23日		1959年5月4日	72
アイルランド連合王国					
アメリア	1956年11月19日	1959年5月4日		1957年8月30日	73
ウルグアイ		2007年9月27日	h	2007年9月27日	74

1 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

2 (a) アルゼンチンの批准書には、(条約の)留保として指定された次の声明が含まれている: 「もし、他の締約国が、当該条約の第1条第2項および第9条第1項、第3項および第4 項、また、これに付随する手順規則の第1条b)項または一致する規定に従い、条約または 手順規則をマルビナス諸島、サウスジョージア諸島、サウスサンドウイッチ諸島およびアル ゼンチン領南極地域などのようにアルゼンチン共和国の主権に属する領土に拡張し適用し た場合、その拡張はアルゼンチンの権利に一切の影響を及ぼすものではないことを明示す る。」

(b) 英国大使は、1960年8月12日付けの書簡で国務長官に次のように通知した: 「アルゼンチンの念書は留保として明示される声明を含んでおり、これはフォークランド諸 島をマルビナス諸島との誤った呼び方を用いる他、これら諸島並びにサウスジョージア諸島 およびサウスサンドウイッチ諸島を含むフォークランド諸島属領へのアルゼンチン主権申 し立てにも言及している。

「女王陛下の大使は、フォークランド諸島及びフォークランド諸島属領は、現在および将来 にわたり女王陛下の主権のもとにあるとともに、陛下の政府は、アルゼンチン政府がこれら の領土のいかなる部分に対しても主権を主張することを認めないことを、米国政府にすべて の締約国に通知するよう要請するよう指示された。」

(c) 国務長官は、1960年9月14日付けの書簡にて在米アルゼンチン大使に、次のように 通知した:

「我が政府は、これまでと同様、南極の領土に対して主張されている、いかなる主権の主張 を認めておらず、そして、それに関してアメリカ合衆国のすべての権利を留保することを指

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

摘したい。」

(d) 1960 年 8 月 12 日付けの英国大使の国務長官への書簡に示されている見解に関して、 国務長官が英国臨時代理大使に対し、1960 年 10 月 6 日付けの書簡によって次のように通 知した:

「英国政府は『フォークランド諸島属領』に南極大陸の一部が含まれると考えていることを 理解する限り、国務長官はこれまでの機会に自国政府が行ったように、アメリカ合衆国政府 は、南極大陸に対して主張されてきた如何なる主権の主張を認めておらず、その地域に関す るアメリカ合衆国のすべての権利を留保していることを指摘したい。」

2003年2月6日付で、同日受理された書簡により、アルゼンチンは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

- ³ 2003 年 2 月 5 日付で、同日受理された書簡により、オーストラリアは、2002 年 10 月 10 日 に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- 4 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 5 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 6 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁷ 1974年1月4日に受理されたブラジルの加盟書は1956年の議定書によって改正された条約 に適用される。

2003 年 2 月 5 日に受理された 2003 年 1 月 31 日付けの書簡により、ブラジルは、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

- 8 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 9 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ¹⁰ 2003 年 5 月 23 日に受理された 2003 年 5 月 6 日付の書簡により、チリ共和国の外務省 は 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を 唱えた。チリによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「チリ政府は、・・・ 留保に関して異議申立を表明するとともに、これは、1986 年に国際捕鯨委員会によって承 認された条約の附表ないし附属書の時期尚早な提示であり、これは認められないものであ ると宣言する。」(チリ外務省が提供する非公式翻訳)
- 11 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 12 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ¹³ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 14 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946. https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/03/252-Whaling-Protocol.pdf =

参照 2019-5-28。

- 15 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ¹⁶ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 17 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ¹⁸ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 19 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ²⁰ 2003 年 5 月 15 日付で、2003 年 5 月 30 日に受理された書簡により、フィンランド政府 は、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を 唱えた。
- 2003年1月7日に受理された2002年12月13日付けの書簡により、フランスは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- 22 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ²³ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 24 条約と議定書がドイツ連邦共和国のために効力を発するのと同じ日付に、(西)ベルリンに も適用されるものとする宣言を伴うドイツ連邦共和国政府による加盟書。

2003 年 2 月 3 日付で、同日受理された書簡により、ドイツは、2002 年 10 月 10 日に寄託 されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

- ²⁵ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ²⁶ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ²⁷ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 28 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 29 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³⁰ 2001 年 6 月 8 日、アイスランドは、捕鯨条約の附表の第 10 項(e)の留保を付する条約および 1956 年議定書への加盟書を寄託した。その寄託機能の遂行において、米国は、2001 年 6 月 11 日付けの書簡により、捕鯨条約の締約国にアイスランドの行動について通知した。2001 年 7 月 22 日、国際捕鯨委員会の第 53 回総会において、(19 の賛成投票、反対なし、3 の棄権、16 カ国の不参加で)委員会がアイスランドの留保を認めないことを決定した。委員会のその後の投票では、アイスランドをオブザーバーとして認識し続ける(賛成 18、反対 16、棄権 4) ことを決定した。2002 年 5 月 14 日に、アイスランドは、2001 年 6 月 8 日に寄託した加盟書に含まれるのと

同一の捕鯨条約附表の第 10 項(e)の留保を付する条約および 1956 年議定書への加盟書を寄

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

託した。この加盟書には、アイスランドが提供した英訳文では、次の声明が含まれている: アイスランド政府は、上記の留保にかかわらず、国際捕鯨委員会での改定管理方式について の交渉において進展がなされている限り、アイスランドの船舶による商業目的のための捕 鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆる モラトリアムについて、改定管理方式が完了後の合理的な期間内にそれが解除されない場 合、この限りではない。

いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及 び実施計画なしに認可されることはない。

寄託者は、下関で開催された第54回国際捕鯨委員会総会の出席加盟国に、アイスランドの 行動を伝えた。2002年5月20日に、委員会は、アイスランドの留保を認めないとともにア イスランドをオブザーバーとして承認するとの第53回国際捕鯨委員会総会での決定に拘束 されるという議長の判断を(25対20票によって)支持することを決定づけた。

2002年10月10日に、アイスランドは、2001年6月8日および2002年5月14日に寄託 した加盟書に含まれるのと同一の捕鯨条約附表の第10項(e)の留保を付する条約および 1956年議定書への、もう一つの加盟書を寄託した。この加盟書には、アイスランドが提供 した英訳文では、次の声明が含まれている:

アイスランド政府は、上記[の留保]にかかわらず、2006年前までに商業目的のための捕 鯨を承認しないこととし、それ以後、国際捕鯨委員会での改定管理方式についての交渉にお いて進展がなされている限り、このような捕鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に 含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆるモラトリアムについて、改定管理方式が完了後 の合理的な期間内にそれが解除されない場合、この限りではない。

いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及び実施計画なしに認可されることはない。

寄託者は、2002 年 10 月 14 日に英国のケンブリッジで開催された第 5 回国際捕鯨委員会特 別会合の出席加盟国に、アイスランドの行動を伝えた。アイスランドの留保を認めないとと もにアイスランドをオブザーバーとして承認するとの第 53 回委員会総会での決定に拘束さ れるという議長の判断への挑戦投票において委員会は(19 対 18 票によって)その判断を支 持しないことを決定した。

2003 年 5 月 19 日付で、2003 年 6 月 4 日に受理された書簡により、アイスランドの外務省 は、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保についてのスウ ェーデンの異議申立に関する見解を伝えた。アイスランド外務省の書簡は関連する部分で 次のように述べている。

「(スウェーデン大使館の)・・・書簡は、スウェーデン政府による異議申立はアイスランド とスウェーデンとの間での条約の効力発生を妨げるものではないと明言している。しかし、 書簡には次の結論も含まれている。『アイスランドは留保の恩恵を受けることなく、条約全 体が発効する。』

「この結論は国際法に根拠がない。慣習国際法を反映した、条約法に関するウィーン条約の 第 21 条第 3 項によると、『留保に反対する国家は、それ自体と留保国との間での条約の発 効に反対していない場合、留保が関連する規定は、留保の範囲において両国の間で適用され るものではない。』

「したがって、国際捕鯨取締条約は、アイスランドの留保が関係する条約に添付されている 附表の第 10 項(e)を除いて、アイスランドとスウェーデンの間で発効している。」

³¹ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

- 32 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³³ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³⁴ 2003 年 2 月 5 日に受理された 2002 年 12 月 6 日付けの書簡により、イタリアは、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。イタリアによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・アイスランドは、その留保のため、条約の締約国として、かつ IWC の加盟国としてもみなすことができない。」

1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

- ³⁵ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³⁶ 2018 年 12 月 26 日付けの口上書により、日本大使館は、2019 年 6 月 30 日に発効するとの 議定書脱退をアメリカ政府に通知した。
- ³⁷ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³⁸ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ³⁹ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 40 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴¹ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴² 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴³ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴⁴ 2003 年 2 月 14 日に受理された 2003 年 2 月 10 日付の書簡により、メキシコは 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。メキシ コによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・その留保のため、アイ スランドは、メキシコに関する限りにおいて、条約の加盟国として、また国際捕鯨委員会 (IWC)のメンバーとしても見なされることはない。」
- ⁴⁵ 2003 年 3 月 24 日に受理された 2003 年 2 月 13 日付の書簡により、モナコ公国の外務省は 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- ⁴⁶ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴⁷ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁴⁸ オランダによる加盟書は、条約および 1956 年の議定書がヨーロッパのオランダ王国に適用 されると述べている。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

1982年2月16日に受理された、オランダ王国外務大臣よりの条約および1956年議定書の 適用がオランダ領アンティルに拡張される旨を述べる宣言。

在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に 1986 年 1 月 9 日付の次の内容の外交文書 を伝達した:

「オランダ王国大使館は国務省にその賀辞を呈するとともに、国務省の(1946年12月2日 ワシントンにおいて署名された国際捕鯨取締条約の議定書)の被寄託者としての権能に鑑 み、次の事項について同省の配慮を謹んで要請する。

「1986年1月1日から、オランダ領の一部であったアルバ島は、オランダ王国内の国家としての内部自治権を取得した。その結果、1986年1月1日よりオランダ王国は3カ国で構成されている。すなわち、オランダ本土、オランダ領アンティルおよびアルバ。

「上記の出来事は、オランダ王国内の内部憲法関係の変更に関するものであり、王国そのものとして、国際法の下では、締結している条約の変わらぬ対象にあたるため、前述の変更は、

王国が締結する条約とその適用がアルバを含むオランダ領アンティルに拡張されたことに 関して、国際法による一切の影響を及ぼさない。

「したがって、これらの条約は、1986年1月1日より、オランダ王国内の自治国としての 新しい地位にあるアルバにも適用され続ける。

「前述の理由により、オランダ王国が締約国であり、1986年1月1日からオランダ領アン ティルに拡張された『国際捕鯨取締条約』はオランダ王国を成す3つの国のすべてに適用される。

「大使館は、関係する他の締約国に上記のことを通知していただければ幸いである。 「オランダ王国大使館はこれを機会として、改めて国務省に対し最高の敬意を表す。」 在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に2010年10月6日付の外交文書を伝達し、 関連部分の内容は以下の通り:

「オランダ王国は現在、オランダ、オランダ領アンティルおよびアルバの3つの部分から構成されている。オランダ領アンティルは、キュラソー、シント・マルテン、ボネール、シント・ユースタティウスおよびサバの島々で構成されている。

2010年10月10日から効力を有して、オランダ領アンティルはオランダ王国の一部として存在しなくなる。その日以降、王国は4つの部分で構成される:オランダ、アルバ、キュラソーおよびシント・マルテン。キュラソーとシント・マルテンは、アルバそして2010年10月10までのオランダ領アンティルのように、王国内において内部自治政府を享受する。

「これらの変更は、オランダ王国内の内部憲法関係の改正である。オランダ王国は、それに 応じ締結されている条約の国際法の対象であり続ける。そのため、王国の構造の変更は、オ ランダ領アンティルのための王国によって批准された国際協定の有効性に影響を与えない。 これらの協定は引き続きキュラソーおよびシント・マルテンに適用される。

「これまでオランダ領アンティルの一部であったその他の島々、すなわちボネール、シント・ユースタティウスおよびサバはオランダの一部となり「オランダのカリブ地域」を構成することになる。現在、オランダ領アンティルに適用される協定は、これらの島々にも引き続き適用される。しかし、これら協定の履行責任は、今後、オランダ政府が担うことになる。」

2003 年 2 月 26 日に受理された 2003 年 2 月 12 日付の書簡により、オランダは 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

49 2003 年 4 月 23 日に受理された 2003 年 4 月 17 日付の書簡により、ニュージーランド大使

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

館はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するニュージーランド政府の立場を伝えた。 書簡は関連する部分で次のように述べている。

「ニュージーランド政府の見解では、この留保は条約で認められていない。さらに、ニュー ジーランド政府は、この留保は条約の目的および目標と相容れないものであり、法的効力は ないと考える。したがって、ニュージーランドは、ニュージーランドとアイスランドの間で 条約が有効であると認識していない。」

- ⁵⁰ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁵¹ 1958 年 12 月 29 日付の国務長官への書簡により、ノルウェー大使は、1959 年 6 月 30 日より発効の国際捕鯨取締条約からの脱退を通知した。

1960年9月23日に受理されたノルウェーの条約加盟書は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。

ノルウェー大使は 1960 年 9 月 23 日付の書簡によって、「条約へのノルウェー政府の継続的 な加盟は、次の条件が満たされることに依存している」と、国務長官に通知した:「1)オ ランダ政府が条約に加盟すること、2)ソビエト社会主義共和国連邦政府が、国際捕鯨委員 会によって設定された総捕獲枠に対するソビエト遠征の分前の捕獲量を、7 年間にわたって 年間 20%に制限するという、1958 年 11 月の誓約を守ること、3)ノルウェー、日本、オ ランダ、英国の間で、総捕獲枠の残りの 80%の分割について、妥当な期間内に合意に達す ること。同時に、ノルウェー政府は、南極海域において遠洋捕鯨に従事している国々の間で、 国際捕鯨委員会策定の規制が遵守されるよう、国際査察制度についての合意成立は死活的 な重要性を有することを強調したい。」

2003 年 3 月 26 日に受理された 2003 年 3 月 25 日付の書簡により、ノルウェー王国大使館 はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するノルウェー政府の立場を伝えた。書簡は関 連する部分で次のように述べている。

「ノルウェー政府の立場は、国際捕鯨委員会(IWC)の管轄機関がすでに、アイスランドの IWC 加盟に関して決定を下したことであり、1969 年 5 月 23 日の条約法に関するウィーン 条約の第 20 条 3 項の原則に則り、全ての IWC 締約国に対して拘束力がある。アイスランド の加盟を受け入れるという 2002 年 10 月 14 日の第 5 回 IWC 特別会合の決定は、全ての IWC 締約国に、付け足されている留保のままでアイスランドを IWC の締約国として完全に認め ることを義務付けており、ノルウェーはこの決定に対するあらゆる全ての異議申立を法的 な効果がないものとみなす。

「ノルウェー政府は、上記決定に従って行動することを保証するとともにその正当性を疑 う試みに反対する。」

- ⁵² 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁵³ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 54 2001 年 6 月 12 日にパナマは条約と議定書に加盟した。
- 55 2003 年 3 月 11 日に受理された 2003 年 2 月 5 日付の書簡により、ペルーは 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

- 56 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁵⁷ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁵⁸ 2003 年 5 月 15 日付で、2003 年 6 月 16 に受理された書簡により、ポルトガル政府は 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- ⁵⁹ 1992年6月25日付けの書簡により、在ロンドンのロシア連邦大使館は国際捕鯨委員会に対し、ソビエト社会主義共和国連邦の国際捕鯨取締条約加盟はロシア連邦によって継続され、 今後「ロシア連邦」という名前を使うべきであることを通知した。
- ⁶⁰ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁶¹ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁶² 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 63 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

2003 年 3 月 17 日に受理された 2003 年 3 月 13 日付の書簡により、サンマリノ共和国の外 務省は 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異 議を唱えた。

- ⁶⁴ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁶⁵ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁶⁶ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁶⁷ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

2003 年 3 月 6 日に受理された 2003 年 2 月 4 日付の書簡により、スペインは 2002 年 10 月 1 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

⁶⁸ 1979 年 6 月 15 日に受理された 1979 年 6 月 12 日付けの書簡により、スウェーデン大使は スウェーデン政府の条約に加盟する決定を通知した。加盟は 1956 年の議定書によって改正 された条約に適用される。

1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

2002 年 11 月 27 日に受理された 2002 年 11 月 26 日付けの書簡により、スウェーデン政府 は、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を 唱えた。

⁶⁹ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946.

- ⁷⁰ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- 71 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁷² 2002 年 12 月 16 日に受理された 2002 年 12 月 5 日付けの書簡により、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国は、2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- ⁷³ アメリカ合衆国は、2003年5月27日付の回状書簡により、条約の締約国としての立場で、 2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
- 74 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
- ⁷⁵ 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。

出典:

Protocol to the international convention for the regulation of whaling signed at Washington under date of December 2, 1946. https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/03/252-Whaling-Protocol.pdf = 参照 2019-5-28。